その電話振り込め詐欺では!!■

こんな言葉にご用心!

- ■携帯番号が変わった・・・・家族の本当の電話番号に電話させないための布石です 別の者がかけている 元々知っている家族の電話番号にかけて確認しましょう
- ■大事なかばんを無くした
 ■現金を同僚が取りに行く
- ■医療費がもどります
- ■保険料がもどります
- ■ATM で手続きしてください
- ■サイトの未納料金があります
- ■あなたのキャッシュカードが不正に使用されています
- ■キャッシュカードを作り直す必要があるので預かります

手口は様々… 登場人物もたくさん出てきます… だまされないでください!



キャッシュカードは

絶対に渡さないで!!

あわてない! 落ち着きましょう!

家族を想う気持ち、あなたのその優しい心が犯人のねらい! 落ち着いて家族の連絡先に電話して確認しましょう

家族の連絡先 電話のそばに貼ってすぐに連絡できるようにしましょう!

家族の名前	連絡先	電話番号
【太郎(息子)】	携带	090-000-000
【太郎(息子)】	自宅	042-000-000

【五日市警察署:042-595-0110】 【福 生警察署:042-551-0110】

【令和5年度】 あきる野市自動通話録音機貸与事業

振り込め詐欺を 未然に防止するための

自動通話録音機

を無料で貸し出します!

「この電話は防犯のため会 話内容が自動録音されてい

ます。」と自動で電話相手に流 れることで犯罪抑止につながり ます。

70mm



高さ 25mm

115mm

特殊詐欺対策

重要なのは 犯人と直接話をしないことです



■あきる野市総務部地域防災課交通防犯係 電話042-558-1111 内線2345

あきる野市

自動通話録音機貸与事業



1 自動通話録音機とは

電話が着信時に発信者に対し「この電話の通話内容は、防犯のために録音されています。 あらかじめご了承ください。」と警告メッセージを流し、メッセージ終了後電話の着信音が 鳴ります。着信音が鳴り、受話器を取った時点から録音を開始します。これにより、特殊 詐欺による被害を未然に防止することを目的とするものです。

2 貸与対象者

市内に住所がある65歳以上の方で、本事業で録音機を現在利用していない世帯の方 ※65歳未満の方で下記のいずれかに該当する場合はご相談ください。

- 認知症を患っている、又は認知症の疑いがある場合
- 障がいがある場合
- 警察署が必要と認めた場合
- 過去に特殊詐欺の電話があったことがあるなど、特殊詐欺被害に遭うおそれがある 場合

貸与を受けたことがある世帯でも、故障等により市に返却したなどの理由により、 自動通話録音機を設置していない場合は貸与が可能です。

3 貸与台数

1世帯につき1台限り 申込者の人数が貸与可能台数(**380台**)を超える場合は、抽選により決定

4 申込受付窓口

- (1) 本 庁 舎 4 階 地域防災課交通防犯係
- (2) 五日市出張所 市民総合窓口係

5 申込み受付期間

令和5年10月2日(月)から10月16日(月)

- ■受付窓口 午前8時30分から午後5時15分(土曜日・日曜日、祝日除く)
- ■郵 送 10月16日(月)当日消印有効

※貸与可能台数に満たなかった場合、10月17日(火)から先着順で受け付けます。 (貸与可能台数に達した場合はその時点で受付を終了します。)

6 申込受付及び貸与者の決定方法

- (1) あきる野市自動通話録音機貸与申込書(様式第1号)に申込者の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)の写しを添付し、受付窓口に持参又は郵送により提出してください。
 - ※申込書は、申込受付窓口のほか、あきる野市のホームページからダウンロード可能
- (2) 申込書の内容を審査し、貸与の可否を決定します。また、申込者の人数が貸与可能台数を超える場合は、抽選により決定します。
- (3) あきる野市自動通話録音機貸与(不貸与)決定通知書(様式第2号)により申込者に 通知します。
- (4) 申込者が希望する窓口(地域防災課交通防犯係または五日市出張所市民総合窓口係) にて貸与します。また、利用者(貸与が決定した申込者)が設置の協力を希望する場合 は、地域防災課職員や警察署員が設置の協力を行いますので、申請書の備考欄に「職員 による設置希望」とご記入ください。

※利用者本人が窓口で貸与を受ける場合、決定通知書及び利用者の公的身分証明書等を 貸与窓口へ持参してください。

代理人が貸与を受ける場合、利用者からの委任状、決定通知書及び代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。

7 貸与決定時期

先着順ではないため、申込受付期間終了後に貸与決定を通知します。

8 貸与期間

録音機の貸与期間は、1年間です。貸与期間を過ぎたら利用者へ譲与します。

9 費用負担

録音機の利用に要する電気料金は、利用者負担となります。

10 対応機器

アナログニ線式(アナログ回線/PBX回線/INS回線/IP回線)に対応しており、ナンバーディスプレイサービス、留守番電話機能、コードレス機能付電話機、FAX付電話機に対応しています。

11 注意事項

録音機は、利用環境によっては正常に作動しない場合がありますので、その場合は設置が不可能ですので、返却いただくことになります。現在使用中の電話機に警告メッセージ機能が備わっている場合は、そちらをご利用ください。

- ■ガス警報装置及び非常通報装置を使用している場合、正常に動作しない可能性がありますので、設置はしないでください。
- ■本装置を接続するとボイスワープの無応答転送機能はご利用いただけなくなります。
- ■モデム、ルーター等をご利用の場合、モデム、ルーター等の機能の一部がご利用いた だけなくなる可能性があります。